

医院の跡継ぎ問題って難しいの？顧問税理士は相続の話を持ち出さないし…。  
引退時期も見えてきて、子供も歯科大に入ったのはいいのだけど…。

## 医院を上手にバトンタッチし安心して老後を過ごす**歯科医院の相続とは？**

【ご存じでしたか？】

年間の相続件数は136万件で、相続税を払う人は12万人弱（8.3%）です。が、家庭裁判所の相談件数は20万件に達し、1万3千件が裁判で決着しています。しかも、その4分の3は資産5,000万円以下の人です。歯科医院を営んでいる先生方にとって、必ず直面する、避けて通れない大きな問題なのです。

こんな相続の心配はありませんか？

- ・そもそも相続税はかかるの？
- ・相続人全員が満足のいく分割ができる？
- ・10ヶ月以内に遺産分割協議がまとまる？
- ・相続争いとは無縁だと思っていない？
- ・上手な生前贈与の活用方法は？
- ・相続対策はいつから始めるべき？
- ・不動産はどのように分ければいいのか？
- ・ウチの税理士さんで大丈夫かな？

歯科医院ならではの問題とは？

- ・2人の子供がどちらも歯科大在学中。どうやって継がせる？
- ・そもそも子どもがいない場合は？
- ・跡を継がせる時は、個人クリニックのまま、それとも医療法人？
- ・自宅で開業している院長とテナントで開業している院長の違いは？
- ・平成19年3月までに設立した医療法人で注意すべき点とは？

歯科院長人生の後半生を悔いのないものにする  
相続事業継承について考えてみませんか？

2024 / 9 / 1 (SUN)

講師 田中 政明

ロングリーチコンサルティング 代表  
(ファイナンシャルプランナー)



3ヶ月で医院の資産効率を2倍にする、経営者専門のFP。顧客の9割がドクター。税理士も教えてくれなかった、目からウロコの独自の財務戦略が口コミを呼び、“営業不要のFP”として活躍。顧客のほとんどがドクターからの紹介。税理士やFP、市や県の歯科医師会、保険医協会からのセミナー依頼も多数！

### 基礎編

- ◆特例を最大限に使って土地の評価を下げる
- ◆相続の相談は顧問税理士で大丈夫？
- ◆遺言の付言事項を利用して“争族”を避ける
- ◆相続人同士の不平等を正す生命保険金
- ◆生前贈与が禁止される！？

### 応用編

- ◆院長ならではの不動産特例の活用方法
- ◆個人医院と医療法人での承継方法の違い
- ◆持分ありの医療法人の意外なメリット
- ◆相続を有利に進める死亡退職金の使い方
- ◆開業医の新たな問題・・・認知症

無料個別相談 セミナー参加者に限り、別日に90分無料相談

開催日

2024年9月1日 (日)

定員

20名

時間

12:30~17:00 (4時間30分)

受講料

新規受講 18,700円 (税込)

対象

歯科医師・スタッフ

TSO 13,200円 (税込)

再受講 8,800円 (税込)

会場

受講生のPC、タブレット  
(WEB環境のある場所)

主催

株式会社トータルサポートOTA  
福岡市東区名島3-2-1-102

TEL:092-692-4747 FAX:092-692-4748

QRコードから  
お申込み出来ます！



2024年9月1日(日) 田中講師 ZOOM による Web オンラインセミナー (1名様お申込書)

FAX: 092-692-4748

ふりがな 氏名	新規受講 ・ 再受講 ・ TSO	E-mail (メールでのご連絡となりますので大きくわかりやすい文字でご記入をお願い致します。)
医院名		@
医院住所	〒	TEL FAX
周辺機器 動作確認	パソコンによるZOOMの周辺機器・操作の確認(無料) (弊社と事前にZOOM)	希望する ・ 希望しない
セミナー当日 ご連絡の 取れる電話番号		お取り引きディーラ様名 担当者: *

\*記載された個人情報を含む情報を、弊社よりの[各種セミナーの案内][各種製品情報の提供][ご案内]などの送信。送付データとして使用させていただく場合があります。